

令和6年

上尾市教育委員会3月定例会 議案

議 案 名

議案第 1 3 号	上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について -----	1
議案第 1 4 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定について -----	6
議案第 1 5 号	上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について -----	5 5
議案第 1 6 号	上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について -----	5 8
議案第 1 7 号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について -----	6 1
議案第 1 8 号	上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について -----	6 3
議案第 1 9 号	上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について -----	6 4
議案第 2 0 号	上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について -----	6 6
議案第 2 1 号	上尾市学校運営協議会委員の任命について -----	6 7
議案第 2 2 号	令和 6 年度上尾市教育行政重点施策の策定について -----	7 9
議案第 2 3 号	上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について -----	8 0
議案第 2 4 号	上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について -----	8 1
議案第 2 5 号	教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 6 年度当初人事異動について -----	8 2

議案第 13 号

上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を
改正する規則の制定について

上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正
する規則を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を
改正する規則

(上尾市民体育館管理規則の一部改正)

第 1 条 上尾市民体育館管理規則 (昭和 55 年上尾市教育委員会規則第 2 号)
の一部を次のように改正する。

別表第 2 に次のように加える。

夜間照明設備	1 式	1 時間につき	200 円
--------	-----	---------	-------

(上尾市平塚サッカー場管理規則の一部改正)

第 2 条 上尾市平塚サッカー場管理規則 (平成 18 年上尾市教育委員会規則
第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 3 条の教育委員会規則で定める期間)

第 1 条の 2 条例第 3 条の教育委員会規則で定める期間は、10 月 1 日か
ら翌年の 4 月 30 日までとする。

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

上尾市平塚サッカー場利用許可申請書		許可第 号	
(宛先) 指定管理者		年 月 日	
		ふりがな 団体名 _____ 登録番号 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L() —	
次のとおり利用したいので申請します。			
利用日時	年 月 日 (曜)	早 朝 午前1 午前2 午 後 夜間1 夜間2	時から 時まで
会場責任者	住 所	氏 名	TEL() —
利用施設	サッカー場(全面・半面)		
利用区分	一般・学生	児童・生徒	
増利用料金 該当の区分	市内利用、市外 利用の区分 市内利用・市外 利用	入場料金の徴収の有無及び徴収する場合の最高 の入場料金 有()円・無	
夜間照明設備 の利用	時間(全点灯・1/2点灯)		
備 考			

基本利用料金	円	増利用料金	円	合計利用料金	円
減免(有・無)	円	納付額	円		
				処 理 欄	

第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第8条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書

年 月 日					
(宛先) 指定管理者					
ふりがな 団 体 名 _____ 住 所 _____ 氏 名 _____ T E L () —					
次のとおり利用料金の減額・免除を受けたいので申請します。					
利用日時	年 月 日 (曜)	早 朝 午前1 午前2 午後 夜間1 夜間2	時から 時まで		
会場責任者	住所		氏名		TEL () —
利用目的					利用予定人員 (人)
利用施設	サッカー場(全面・半面)				
減額・免除の理由					
減額・免除の別及び金額	減額(円)・免除				
備考					処理欄

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の上尾市民体育館管理規則別表第2の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市民体育館の附属設備の利用に係る利用料金の額について適用し、同日前の上尾市民体育館の附属設備の利用に係る利用料金の額については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の上尾市平塚サッカー場管理規則の規定は、令和6年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用について適用し、同日前の上尾市平塚サッカー場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第14号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成19年上尾市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（令和6年上尾市条例第 号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、市立学校（市立の小学校及び中学校をいう。以下同じ。）の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「災害」とは、条例第2条に規定する災害をいう。

2 この規則において「補償」とは、条例第1条に規定する補償をいう。

3 この規則において「補償基礎額」とは、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令283号。以下「政令」という。）第1条に規定する補償基礎額をいう。

（災害の報告）

第3条 市立学校の校長は、学校医等について公務により生じたと認められる災害が発生したときには、速やかに公務災害発生報告書（第1号様式）により、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告しなければならない。

（公務災害の認定及び通知）

第4条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合には、その災害が公務により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは、速やかに公務災害認定通知書（第2号様式）により、補償を受けるべき者に通知するものとする。

（補償の請求）

第5条 前条の規定による通知を受けた者は、補償（現に受けている補償の内容の変更を含む。以下この条及び第7条において同じ。）を受けようとするときは、受けようとする補償の種類に応じ、次に掲げる請求書を学校医等の所属学校（学校医等が死亡し、又は離職した場合にあっては、その死亡又は離職の直前における学校医等の所属学校。第16条において同じ。）の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 療養補償請求書（第3号様式）
- (2) 休業補償請求書（第4号様式）
- (3) 傷病補償年金請求書（第5号様式）
- (4) 傷病補償年金変更請求書（第6号様式）
- (5) 障害補償年金・一時金請求書（第7号様式）
- (6) 障害補償変更請求書（第8号様式）
- (7) 介護補償請求書（第9号様式）
- (8) 遺族補償年金請求書（第10号様式）
- (9) 遺族補償年金前払一時金請求書（第11号様式）
- (10) 遺族補償一時金請求書（第12号様式）
- (11) 葬祭補償請求書（第13号様式）
- (12) 未支給の補償請求書（第14号様式）

（遺族補償年金の請求の代表者）

第6条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任することができる。

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を添えて、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（補償の決定及び通知）

第7条 教育委員会は、第5条各号の請求書を受理したときは、これを審査し、補償に関する決定を行い、補償の種類に応じ、次に掲げる通知書により、速やかに当該請求書を提出した者に通知するものとする。

- (1) 療養補償決定通知書（第15号様式）
- (2) 休業補償決定通知書（第16号様式）
- (3) 介護補償決定通知書（第17号様式）
- (4) 傷病補償決定通知書（第18号様式）
- (5) 障害補償決定通知書（第19号様式）
- (6) 遺族補償決定通知書（第20号様式）
- (7) 葬祭補償決定通知書（第21号様式）

（支給方法）

第8条 教育委員会は、療養補償及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

（所在不明による支給停止）

第9条 政令第11条の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書（第22号様式）又は遺族補償年金支給停止解除申請書（第23号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止の解除をしたときは、当該申請をした者に速やかに書面でその旨を通知しなければならない。

（年金証書の交付等）

第10条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書（第24号様式）を交付しなければならない。

2 教育委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要があるときは、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。

3 教育委員会は、必要があるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

（年金証書の再交付）

第11条 年金証書の交付を受けた者が、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に当該年金証書の亡失の事実を明らかにすることができる書類又はその損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を教育委員会に請求することができる。

2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

(年金証書の返納)

第12条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る年金たる補償を受ける権利が消滅した場合は、遅滞なく当該年金証書を教育委員会に返納しなければならない。

(定期報告)

第13条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、その傷病若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関し、傷病の現状報告書(第25号様式)、障害の現状報告書(第26号様式)又は遺族の現状報告書(第27号様式)により、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめ必要がない旨を通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第14条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更した場合

(2) 傷病補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア その負傷又は疾病が治った場合

イ その障害の程度に変更があつた場合

(3) 障害補償年金を受ける者にあつては、その障害の程度に変更があつた場合

(4) 遺族補償年金を受ける者にあつては、次に掲げる場合

ア 政令第10条第1項(第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合

イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の数に増減を生じた場合

ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき（政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。）、又は政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合は、その者の遺族は、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 介護補償を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 前3項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類その他の資料を教育委員会に提出しなければならない。

（第三者の行為による災害の届出）

第15条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所（第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨）並びに被害の状況を、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

（校長の助力等）

第16条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合は、学校医等の所属学校の校長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。

2 学校医等の所属学校の校長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明書等を求められたときは、速やかに当該証明書等を発行しなければならない。

（記録簿）

第17条 教育委員会は、次に掲げる記録簿を備え、当該記録簿に必要な事項を記入しておかななければならない。

- (1) 災害補償記録簿
- (2) 傷病補償年金記録簿
- (3) 障害補償年金記録簿
- (4) 遺族補償年金記録簿

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、市立学校の学校医等の公務災害補償の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公 務 災 害 発 生 報 告 書

		第	号
		年	月
			日
(宛先)			
上尾市教育委員会			
	学校長		
下記のとおり公務により生じたと認められる災害が発生したので報告します。			
記			
1	所 属 学 校	
2	被災者の職名、氏名 及び住所	職名.....	氏名.....
		住所.....	
3	災害発生の日時	年 月 日 時 分頃
4	災害発生の場所	
5	傷 病 名	
6	傷病の部位及びその程度	
7	災害発生の状況等	
8	公務により生じた災害と 認める理由	

第2号様式(第4条関係)

公 務 災 害 認 定 通 知 書

第 号

年 月 日

.....様

上尾市教育委員会...印

下記の傷病については、公務により生じた災害と認定されましたので、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

1 氏 名

2 傷 病 名

3 災害発生年月日年.....月.....日.....

4 認 定 番 号

補 償 の 内 容

1 あなたが被災学校医等である場合

(1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療

エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

カ 移送

(2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合で、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間、補償基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることができます。

(3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後において、政令に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

(4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治ったとき、政令に定められている程度の身体障害が残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができます。

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間停止されることとなります。

(6) 介護補償

傷病補償又は障害補償を受けることができる場合で、政令で定める障害により常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

2 あなたが被災学校医等以外の者である場合

(1) 遺族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であって、学校医等の死亡の当時、その収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、その他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

① 妻及び60歳以上の夫

② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

③ 60歳以上の父母

④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

⑤ 60歳以上の祖父母

⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は60歳以上の兄弟姉妹

⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

ただし、学校医等の死亡の当時、政令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。

遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲げる者にあつては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金は、上記の順序による最先順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金の支給が停止されます。

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、一定期間停止されることになります。

(3) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが年金の障害補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

第3号様式(第5条関係)

療 養 補 償 請 求 書

		請求回数	第 回	
(宛先) 上尾市教育委員会		請求年月日	年 月 日	
下記の療養補償を請求します。		請求者の住所.....		
		ふりがな 氏 名.....		
※ 1	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印			
2	この請求書による療養補償の費用の受領を.....に委任します。			
	委任者の氏名..... 印			
補償 費用 の受 領委 任	上記委任に基づき、この請求書による療養補償の費用の支払を請求します。			
	受任者の住所..... 氏名..... 印			
3 診 療 費	内訳は「9診療費請求明細」欄記載のとおり			円
4 看 護 料	<input type="checkbox"/> 看護師 年 月 日から 日間 <input type="checkbox"/> 付添人 年 月 日まで			円
5 移 送 費	交通費 から まで キロメー <input type="checkbox"/> 片道 回 トル <input type="checkbox"/> 往復			円
	その他の移送費			円
6 上記以外の療養費	内訳別紙請求書又は領収書 枚のとおり			円
7 療養補償請求金額	3～6の合計額			円

8 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※受理	年 月 日			
		□普通預金 □当座預金				※決定	年 月 日		
		口座番号				※支払	年 月 日		
	預金名義者				※決定金額	円			
	送金手	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店					
その他									
※ 9 診療費請求明細	(1) 傷病名	ア			(2) 診療開始日	ア	年 月 日	診療期間	年 月 日から 年 月 日まで
		イ				イ	年 月 日	診療実日数	日
		ウ				ウ	年 月 日	転 帰	
	(3) 診察料	初診	時間外・休日・深夜	回	点		治療	死亡	中止
		再診	再診 内科再診 時間外 休日・深夜	回	回				
		指導		回					
		往診	普通 夜間 深夜・暴風雨雷・難路	回	回				
(4) 投薬料	内服			服					
	薬剤調・処			単位 回					
(5) 注射料	皮下筋肉内			回					
	静脈内 その他			回					
(6) 処置料				回					
	薬剤			回					

(7)	手術 麻酔料	薬 剤	回 回 回		
(8)	検査料	薬 剤	回 回 回		
(9)	レントゲン料		回 回		
(10)	その他				
		入院年月日	年 月 日		
(11)	入院 病 院 普 食 診 療 所 基 礎 看 護 所 其 他	基 礎 看 護 特 2 看 護 特 1 看 1 看 2 看 3	入院時基本診療料 (室料・看護料・給食料) 点 食有 × 日間 食無 × 日間 特食 × 日間 入院時医学管理料 1月未満 × 日間 1月～3月未満 × 日間 3月以上 × 日間		
(12)	診療報酬点数表により計算できる合計額			1点単価	円
(13)	診療報酬点数表により計算できないもの (例えば診断書料・入院室料差額等)				円
(14)	診療費請求合計額			(12) + (13)	円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

診療機関の { 所在地
 { 名称
 { 医師 氏名

第4号様式(第5条関係)

休業補償請求書

		請求回数	第 回
(宛先)上尾市教育委員会		請求年月日	年 月 日
下記の休業補償を請求します。		請求者の住所.....	
		ふりがな 氏 名.....	
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日
	負傷又は発病年月日 年 月 日		
	補償基礎額	円	療養のため 休業した期間
上記のとおり相違ないことを証明します。		年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日		学校長 印	
2	厚生年金保険法等 の適用	<input type="checkbox"/>の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	被保険者証書等の 記号番号
			所轄年金事務所等
3 休業補償請求金額の計算	療養のため休業した期間のうち給与その他の業務上の収入を得ることができなかった期間	年 月 日から	日間のうち 日
	通常の場合	(補償基礎額)	(請求日数)
			$\times \frac{60}{100} \times$
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)第6条又は附則第3条の規定により支給額が制限又は調整される場合		円	
4	休業補償請求金額	円	
※5 医師の証明	傷病名	傷病の部位	
	現在の状態	年 月 日	<input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 継続中
	療養のため勤務その他の業務に従事することができなかったと認められる期間	年 月 日から	勤務その他の業務に従事することができなかったと認められる理由
		年 月 日まで	

上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日						
所在地 診療機関の 名称 医師 氏名						
6 送金 希望 の 場合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受 理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			※決 定	年 月 日
		口座番号				年 月 日
	預金名義者			※支 払	年 月 日	
	送金小切手	振込先金融 機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※決 定金額	円
	その他					

傷病補償年金請求書

		※年金証書番号	
		第 号	
.....(宛先)上尾市教育委員会 下記の傷病補償を請求します。		請求年月日	年 月 日
		請求者の住所..... ふりがな 氏 名.....	
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日
	補償基礎額		負傷又は発病年月日 年 月 日
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印		
2 傷病等級	第 級	3 傷病等級 該当年月日	年 月 日
4 傷病の名称、部位及びその状態			
5 既存障害の部位及びその程度			
6 日常生活の状態			
7 厚生年金保険法等の適用		<input type="checkbox"/>の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	被保険者証書等の記号番号 所轄年金事務所等
8	通常の場合	(補償基礎額) (倍数) × = 円	
傷病補償年金請求年額の計算	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)第6条又は附則第3条の規定により支給額が制限又は調整される場合		
9 傷病補償年金請求年額		円	
10 添付する書類その他の資料名			

11 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※受理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			※決定	年 月 日
		口座番号				
	預金名義者					
	送金小切手	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※決定年額	円
その他						

第6号様式(第5条関係)

傷病補償年金変更請求書

.....(宛先)上尾市教育委員会 下記のとおり傷病補償の変更を請求します。		請求年月日	年	月	日
		請求者の住所..... ふりがな 氏 名.....			
※1	年金証書の番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日		
所属長の証明	補償基礎額	円			
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2	現在受けている傷病補償年金の傷病等級	第 級			
3	現在受けている傷病補償年金の支給が開始された年月	年 月			
4	障害の程度に変更があった年月日	年 月 日			
5	傷病の名称、部位及びその状態				
6	変 更 後 の 傷 病 等 級	第 級			
7 傷病補償年金請求年額の計算	通 常 の 場 合	(補償基礎額) (倍 数) × = 円			
	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)第6条又は附則第3条の規定により支給額が制限又は調整される場合	円			
8	傷病補償年金請求年額	円			
9	添付する書類その他の資料名				
※受理	年 月 日	※決定	年 月 日	※決定年額	円

第7号様式(第5条関係)

障 害 補 償 年 金 請 求 書
一 時 金

		※ 年 金 証 書 番 号	
		第 号	
.....(宛先)上尾市教育委員会		請求年月日	年 月 日
下記の障害補償を請求します。		請求者の住所..... ふりがな 氏 名.....	
※ 1 所 属 長 の 証 明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日
	補償基礎額		円
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日		学校長 印	
2 障害等級	第 級	3 治癒年月日	年 月 日
4 障害の部位及びその程度			
5 既存障害とその程度			
6 厚生年金保険法等 の適用		<input type="checkbox"/>の被保険者である。 <input type="checkbox"/> 被保険者でない。	被保険者証書等 の記号番号
			所轄年金事務所等
7 障 害 補 償 年 金 一 時 金 請 求 金 額 の 計 算	通 常 の 場 合	(補償基礎額) (倍 数) × = 円	
	公立学校の学校医、学校歯科医 及び学校薬剤師の公務災害補償 の基準を定める政令(昭和32年 政令第283号)第6条又は附則第 3条の規定により支給額が制限 又は調整される場合	円	
8 障 害 補 償	年金請求年額 一時金請求金額	円	
9 添付する書類その他の資料名			

10 送金希望 の場合	口座振替	振込先金融 機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金			※決 定	年 月 日
		口座番号				
	送金小切手	振込先金融 機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※支 払	年 月 日
	そ の 他				※決定 年 額 金 額	円

障害補償変更請求書

.....(宛先)上尾市教育委員会 下記のとおり障害補償の変更を請求します。		請求年月日年 月 日	請求者の住所..... ふりがな 氏 名.....	
※1	年金証書の 番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日
所属長の 証明	補償基礎額	円		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印			
2	現在受けている障害補償年金の障害等級		第 級	
3	現在受けている障害補償年金の支給が開始された年月		年 月	
4	障害の程度に変更があった年月日		年 月 日	
5	障 害 の 部 位 及 び そ の 程 度			
6	変 更 後 の 障 害 等 級		第 級	
7	通 常 の 場 合	(補償基礎額) (倍 数) × = 円		
障害補償年金一時金請求金額の計算	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)第6条又は附則第3条の規定により支給額が制限又は調整される場合		円	
8	障 害 補 償 年 金 請 求 年 額 一時金請求金額		円	
9	添付する書類その他の資料名			
※受 理	年 月 日		※決 定	年 月 日
※支 払	年 月 日		※決定 年額 金額	円

介 護 補 償 請 求 書

		請求回数	第 回
(宛先)上尾市教育委員会 下記の介護補償を請求します。		請求年月日	年 月 日
		請求者の住所.....	
		ふりがな 氏 名.....	
※1 所属 長の 証明	所属学校名	氏名・生年月日	年 月 日生
	職 名	負傷又は発病年月日	
	受けている 年金の種類	<input type="checkbox"/> 傷病補償(傷病等級第 級第 号) <input type="checkbox"/> 障害補償(障害等級第 級第 号)	
	年金補償の番号	第 号	
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日		
2 障害の部位及びその程度並びに 当該障害に伴う日常生活の状態			
3 介護を要する 状態の区分		<input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態	
4 請求 内容	請求対象年月	介護を要する費用 として支出した額	親族等から介護を 受けた日の有無
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
介護補償請求金額(請求月額の合計)			円
5 介護を 受けた 場 所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等(名称 : _____) 入院(入所)期間 年 月 日～ 年 月 日		

6	氏名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間			
			年 月 日	～	年 月 日	
			年 月 日	～	年 月 日	
			年 月 日	～	年 月 日	
7 添付する書類その他の資料名						
8 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※受理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			※決定	年 月 日
		口座番号				
	預金名義者			※支払	年 月 日	
	送金小切手	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※決定金額	円
その他						

遺族補償年金請求書

		※年金証書番号			
		第 号			
(宛先)上尾市教育委員会 下記の遺族補償年金を請求します。		請求年月日	年 月 日		
		請求者(代表者)の 住 所..... ふりがな 氏 名..... 死亡学校医等との続柄.....			
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日	
	補償基礎額		円		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2	請求の事由	<input type="checkbox"/> 学校医等の死亡 <input type="checkbox"/> 先順位者の失権 <input type="checkbox"/> 胎児であった子の出生 <input type="checkbox"/> 先順位者の所在不明			
3 請求者及び遺族補償年金を受けられることができる遺族	氏 名	生年月日	住 所	死亡学校医等との続柄	備考
4 既に遺族補償年金を受けている者	氏 名	生年月日	住 所	死亡学校医等との続柄	備考

5 遺族補償年金請求額の計算	通常の場合	$(補償基礎額) \times (倍数) \times \frac{1}{(請求者の数)} =$ 円				
	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号)附則第3条の規定により支給額が制限又は調整される場合	円				
6 遺族補償年金請求年額	請求者が1人の場合、又は代表者を選任しない場合	円				
	代表者を選任した場合	$(6の請求年額) \times (請求者の数) =$ 円				
7 厚生年金保険法等の適用	<input type="checkbox"/>の被保険者であった <input type="checkbox"/> 被保険者でなかった	被保険者証書等の記号番号	所轄年金事務所等			
8 添付する書類その他の資料名						
9 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金			※決定	年 月 日
		口座番号				
	預金名義者			※決定年額	円	
	送金小切手	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店		
その他						

遺族補償年金前払一時金請求書

(宛先)上尾市教育委員会 下記の遺族補償年金前払一時金を請求 します。		請求年月日	年	月	日
		請求者(代表者)の 住 所..... ふりがな 氏 名..... 死亡学校医等との続柄.....			
※ 1 所 属 長 の 証 明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日	
	補償基礎額		円		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2	請求者(代表者)が選択する遺族補償年金前払一時金の額		補償基礎額の 1,000倍 800倍 600倍 に相当する額 400倍 200倍		
3	遺族補償年金前払一時金の請求金額		(補償基礎額) × 倍 = 円		
4	遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額		年 月分から 年 月分まで 円		
5	規則第4条による通知を受けた年月日		年 月 日		
6 代 表 者 の 選 任	(代表者の氏名)を代表者とし、遺族補償年金前払一時金の請求及び受領を委任します。				
	住	所	氏	名	死亡学校医等との続柄
				印	
				印	
				印	

7 送金希望 の場合	口座振替	振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※受 理	年 月 日
		□普通預金 □当座預金			※決 定	年 月 日
		口座番号				
	預金名義者			※支 払	年 月 日	
	送金 小切手	振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※決定金額	円
	その他					

遺族補償一時金請求書

……(宛先) ……上尾市教育委員会 下記の遺族補償一時金を請求します。		請求年月日	年	月	日
		請求者の住所…………… ふりがな 氏 名…………… 死亡学校医等との続柄……………			
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日	
	補償基礎額		円		
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印				
2 遺族補償一時金請求額の計算	受給権者の名 氏	生年月日	死亡学校医等との続柄 又は関係	$\left[\begin{array}{c} \text{補 償} \\ \text{基礎額} \end{array} \right] (\text{倍数}) \left[\begin{array}{c} \text{支給された年} \\ \text{金額の総計} \end{array} \right]$ $(\quad \times \quad - \quad)$ $\times \frac{1}{\left[\begin{array}{c} \text{受給権} \\ \text{者の数} \end{array} \right]} = \quad \text{円}$	
	遺族補償年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名	年金証書の番号	支給された年金額の合計	
			第 号	円	
			第 号	円	
			第 号	円	
総 計		計		円	
3 遺族補償一時金請求額			円		
4 添付する書類その他の資料名					

5 送金希望の場合	口座振替	振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※受理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金		※決定	年 月 日
		口座番号				
		預金名義者				
	送金手 小切手	振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 JA	支店 支店 支店	※支払	年 月 日
	その他				※決定金額	円

第13号様式(第5条関係)

葬 祭 補 償 請 求 書

.....(宛先)上尾市教育委員会 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日	年 月 日			
		請求者の住所..... ふりがな 氏 名..... 死亡学校医等と の続柄又は関係				
※1 所属長の証明	認定番号 第 号	所 属 学校名	職・氏名 生年月日	負傷又は発病年月日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
	補償基礎額 円					
	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長 印					
2	葬祭補償請求金額 の計算		(補償基礎額)			
			(A) 円 + ×30= 円			
			(補償基礎額)			
(B) ×60= 円						
(C) (A)、(B)のうち高い金額 <input type="checkbox"/> (A) <input type="checkbox"/> (B)						
3	葬祭補償請求金額		円			
4 送金希望の場合	口座振替	振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受 理	年 月 日
		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金		※決 定	年 月 日	
		口座番号			※支 払	年 月 日
	預金名義者			※決定金額	円	
	送金 小切手	振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 J A			支店 支店 支店
	その他					

未支給の補償請求書

				認 定 番 号		
				第 号		
(宛先) 上尾市教育委員会		請求年月日		年 月 日		
下記の未支給の補償の支給を請求します。		請求者の住所 ふりがな 氏 名 死亡した受給 権者との続柄				
1	死亡した 受給権者	氏 名				
		死亡年月日		年 月 日		
2	未支給の 補 償	種 類		〔 年金たる補償のときは 年金証書の番号 第 号 〕		
		請求金額		円		
3		添付する書類その他の 資料名				
4	送金希望の 場合	口座振替	振込先 金融機関名	銀行 支店 信用金庫 支店 J A 支店	※受 理	年 月 日
			□普通預金 □当座預金		※決 定	年 月 日
		口座番号				
	預金名義者			※支 払	年 月 日	
	送金 小切手	振込先 金融機関名	銀行 支店 信用金庫 支店 J A 支店	※決定金額		円
その他						

療養補償決定通知書	認 定 番 号	
年 月 日		
.....様		
上尾市教育委員会 印		
療養補償の決定について		
年 月 日付けで請求のあった.....について、審査の結果、 下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 理由		
1 受給権者の氏名		
2 支払金額円		
3 支払の場所及び方法		
4 支払日(振込日)年.....月.....日.....		
5 委任に基づく受領者 住所..... 氏名.....		
6 その他		
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。		
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

認 定 番 号	
------------------	--

休 業 補 償 決 定 通 知 書

年 月 日

.....様

上尾市教育委員会...印

休業補償の決定について

年 月 日付で請求のあった休業補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支 給

不 支 給

理 由
.....

1 受給権者の氏名

2 補 償 期 間

年 月 日から

年 月 日までのうち.....日間

3 補 償 基 礎 額円

4 支 払 金 額円

5 支払の場所及び方法

6 支 払 日(振 込 日)年.....月.....日.....

7 そ の 他

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

介護補償決定通知書	認 定 番 号	
年 月 日		
.....様		
上尾市教育委員会... 印		
介護補償の決定について		
年 月 日付けで請求のあった介護補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 理由		
1 受給権者の氏名		
2 補償期間		
年 月 日から		
年 月 日までのうち.....月分		
3 補償基礎額		
4 支払金額		
5 支払の場所及び方法		
6 支払日(振込日)		
7 その他		
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。		
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

傷病補償決定通知書	認 定 番 号	
年 月 日		
.....様		
上尾市教育委員会... 印		
傷病補償の決定について		
年 月 日付けで請求のあった傷病補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 理由		
1 受給権者の氏名 2 年金支給金額 円 3 補償基礎額 円 4 傷病等級 第.....級 5 年金証書の番号 第.....号 6 支給開始年月 年 月 7 支払の場所及び方法 8 その他		
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。		
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

障 害 補 償 決 定 通 知 書	認 定 番 号	
年 月 日		
.....様		
上尾市教育委員会 印		
障害補償の決定について		
年 月 日付で請求のあった.....について、審査の結果、 下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支 給 <input type="checkbox"/> 不 支 給 理 由		
受 給 権 者 の 氏 名		
1 障害補償		
補償基礎額	円
傷病等級	第.....	級
(1) 障害補償年金支給金額	円
ア 年金証書の番号	第.....	号
イ 支給開始年月	年 月
(2) 障害補償一時金支払金額	円
ア 支払の場所及び方法	
イ 支払日(振込日)	年 月 日
2 そ の 他		
教 示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。		
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

遺族補償決定通知書	認 定 番 号	
年 月 日		
.....様		
上尾市教育委員会...印		
遺族補償の決定について		
年 月 日付けで請求のあった.....について、審査の結果、 下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 理由 受給権者の氏名		
1 遺族補償		
補償基礎額	円
(1) 遺族補償年金支給金額	円
ア 年金証書の番号	第.....	号
イ 受給権者以外の遺族補償年金額 の算定の基礎となる遺族の氏名	
ウ 支給開始年月年.....	月
(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額	円
ア 支払の場所及び方法	
イ 支払日(振込日)年.....	月.....日
(3) 遺族補償一時金支払金額	円
ア 支払の場所及び方法	
イ 支払日(振込日)年.....	月.....日
2 その他		
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。		
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

葬 祭 補 償 決 定 通 知 書	認 定 番 号	
年 月 日		
.....様		
上尾市教育委員会 印		
葬祭補償の決定について		
年 月 日付で請求のあった葬祭補償について、審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。		
記		
<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給 理由		
1 受給権者の氏名		
2 支払金額 円		
3 支払の場所及び方法		
4 支払日(振込日) 年 月 日		
5 その他		
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。		
2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。		

遺族補償年金支給停止申請書

(宛先)上尾市教育委員会 下記の所在不明者に係る遺族補償年金の支給停止を申請します。		申請年月日	年	月	日
		申請者の年金 証書の番号第.....号..... 住 所 氏 名 生年月日 所在不明者 との続柄			
1 所在不明者	年金証書の番号第.....号..... 氏 名 最後の住所 所在不明となつた年月日年.....月.....日..... 所在不明の事由				
	2 申請者の同順位者	氏 名	住 所	年金証書の番号	所在不明者の続柄
3 添付する書類その他の資料名					

※受理	年	月	日	※決定内容	年	月分	から停止
※決定	年	月	日				

第23号様式(第9条関係)

遺族補償年金支給停止解除申請書

(宛先)上尾市教育委員会 下記のとおり遺族補償年金の支給 停止の解除を申請します。	申請年月日	年 月 日
	申請者の年金 証書の番号第.....号..... 住 所 氏 名 生 年 月 日	
支給停止となった年月	年 月	

※受 理	年 月 日	※決定内容	年 月分から解除
※決 定	年 月 日		

第24号様式(第10条関係)

(表)

第 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償

年 金 証 書

(裏)

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできません。
また差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を上尾市教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ上尾市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、上尾市教育委員会に対し傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を上尾市教育委員会に返納してください。

受給権者の氏名
.....年.....月.....日生.....

受給権者の住所

補 償 の 種 類

支 給 開 始 年 月年.....月.....

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例により上記のとおり支給します。

年 月 日

上尾市教育委員会



傷病の現状報告書

認定
番号

.....(宛先)上尾市教育委員会 下記のとおり傷病の現状を報告します。 年 月 日 報告者の住所..... ふりがな 氏 名.....						
1	年金証書の番号	第 号				
2	傷病補償年金の支給開始年月	年 月				
3	傷病等級	第 級				
4	傷病の状況					
5	日常生活の概要					
6	公的年金の受給関係	年金の種類 (障害等級 第 級)	年金の年額	年金証書の 記号番号	支給開始 年 月	所轄年金事務所等
			円	第 号	年 月	
			円	第 号	年 月	
※ <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 支給停止(免責)						

※7 医師の証明
(1) 傷病の種類(傷病名・傷病の部位等)
(2) 傷病の経過及び治療方法の概要
(3) 傷病の現状
(4) 傷病の今後の見込み
<p>(報告者の氏名)</p> <p>.....については上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>診療機関の {所在地 } 名称 } 医師 氏名</p>

障 害 の 現 状 報 告 書					認 定 番 号	
<p>.....(宛先) 上尾市教育委員会</p> <p>下記のとおり障害の現状を報告します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">報告者の住所..... ふりがな 氏 名.....</p>						
1	年金証書の番号	第 号				
2	治癒年月日	年 月 日				
3	障害等級	第 級				
4 身体障害の状況						
5 日常生活の概要						
6	公的年金 の受給関 係	年金の種類 (障害等級) 第 級	年金の年額	年金証書の 記号番号	支 給 開 始 年 月	所轄年金事務所等
			円	第 号	年 月	
			円	第 号	年 月	
※ <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 支給停止(免責)						

※7 医師の証明(器質的障害のみの場合は、この欄の記入は、必要ありません。)

(1) 身体障害の種類

(2) 身体障害の現状

(3) 身体障害の今後の見込み

(報告者の氏名)

.....については上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

診療機関の { 所在地
 { 名 称
 { 医師 氏名

遺族の現状報告書					認定 番号		
<p>.....(宛先)上尾市教育委員会</p> <p>下記のとおり遺族の現状を報告します。 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">報告者(代表者)の 年金証書の番号 第 号 報告者の住所..... ふりがな 氏 名.....</p>							
1		死亡学校医等の 氏 名		(死亡年月日 年 月 日)			
2 受給権 者及び その者 と生計 を同じ くして いる遺 族補償 年金を 受ける ことが できる 遺族	氏 名	生年月日	住 所	死亡学校 医等との 続 柄	障 害 の 無 有		
					有・無		
						有・無	
						有・無	
						有・無	
						有・無	
3 公的年金 の受給関 係		年金の種類	年金の年額	年金証書の 記号番号	支 給 開 始 年 月	所轄年金事務所等	
			円	第 号	年 月		
			円	第 号	年 月		
※ <input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 免責 <input type="checkbox"/> 政令附則第2条の <input type="checkbox"/> 支給停止 <input type="checkbox"/> 前払一時金 <input type="checkbox"/> 所在不明							

提案理由

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に伴い、学校医等に対する公務災害補償の実施に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施規則（令和5年上尾市教育委員会規則第4号）の一部
を次のように改正する。

附則第5項中「令和5年8月から令和6年3月」を「令和6年4月から令
和7年3月」に、「4,800円」を「4,900円」に、「5,700円」
を「6,000円」に改める。

附則第6項中「令和5年8月から令和6年3月」を「令和6年4月から令
和7年3月」に、「5,710円」を「5,700円」に、「7,110円」
を「7,300円」に、「350円」を「360円」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

上尾市学校給食停止（再開）届

年 月 日

（宛先）

上尾市教育委員会

学校給食費負担者（保護者・教職員等）

住所 _____

フリガナ
氏名 _____

電話番号 自宅 _____

携帯等 _____

次のとおり学校給食の（停止・再開）を希望するので、届け出ます。

児童生徒・教職員等			
学校名等	小学校	学年等	<input type="checkbox"/> 新小学1年生
	中学校	(いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 年生
	中学校給食共同調理場		<input type="checkbox"/> 教職員等
フリガナ	生年月日		
氏名	年 月 日		
停止又は再開をする日	年 月 日	から	<input type="checkbox"/> 停止
	年 月 日	まで	<input type="checkbox"/> 再開
理由 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー <input type="checkbox"/> 市外への転出 <input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 傷病からの回復 <input type="checkbox"/> その他（以下の括弧内にその理由を記入してください。） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px 0;"></div>		
備考欄			

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市の設置する学校において、学校給食法第 4 条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいので、この案を提出する。

議案第16号

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会事務局組織規則（平成5年上尾市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「置かれる課」の次に「並びに前項の課内推進室」を加える。

第2条第2項教育総務部の部教育総務課の項を次のように改める。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育長の秘書に関する事。
- (3) 教育行政の企画調整、広聴及び広報に関する事。
- (4) 教育行政に関する相談に関する事。
- (5) 文書事務に関する事。
- (6) 教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。
- (7) 入学準備金及び奨学金の貸付けに関する事。
- (8) 事務局及び教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）の人事、給与、研修、服務及び福利厚生に関する事。
- (9) 学校の用に供する財産の管理に関する事。
- (10) 学校の施設の整備（新しい学校づくり推進室の所掌に属するものを除く。）に関する事。
- (11) 学校の予算に関する事。
- (12) 学校の教具及び教材に関する事。
- (13) 部内の連絡調整に関する事。
- (14) 他の部及び部内の他の課の主管に属しない事項に関する事。

新しい学校づくり推進室

- (1) 学校施設更新計画に関する事。

(2) 学校の施設の新築、増築及び改築並びに大規模改造工事に関すること。

(3) 学校再編検討協議会に関すること。

第2条第2項学校教育部の部指導課の項第6号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育総務部教育総務課に、課内推進室として新しい学校づくり推進室を置く。

第3条第1項の表に次のように加える。

課内推進室	推進室長	上司の命を受け、課内推進室の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。
-------	------	---

第3条第2項の表に次のように加える。

課内推進室	主幹	上司の命を受け、課内推進室の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあつては、さらに、推進室長を補佐する。）。
	副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う（特に指名された副主幹にあつては、さらに、推進室長を補佐する。）。 (2) サブリーダーに指名された副主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあつては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
	主査	(1) リーダーに指名された主査にあつては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う。

		<p>(2) サブリーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。</p> <p>(3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。</p>
--	--	---

第3条第2項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「リーダー」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者
 - (2) 推進室長が、課内推進室に属する主幹以下の職にある職員のうちから、これらの職員が行う事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者
- 2 この表において「サブリーダー」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者
 - (2) 推進室長が、課内推進室に属する副主幹以下の職にある職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

教育総務部教育総務課に課内推進室を設けるほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 17 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 22 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 推進室長 上尾市教育委員会事務局組織規則第 3 条第 1 項の表に掲げる推進室長をいう。

第 3 条中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加える。

第 6 条の表教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長の項の次に次のように加える。

推進室長	1 主幹 2 リーダー
------	----------------

第 12 条の見出し中「及び課長」を「、課長及び推進室長」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 新しい学校づくり推進室長の専決することができる事項は、別表第 1 及び別表第 2 の規定による教育総務部教育総務課長の専決することができる事項のうち上尾市教育委員会事務局組織規則第 2 条第 3 項に規定する新しい学校づくり推進室の分掌事務に係るものとする。

別表第 1 の 9 の項第 3 号エ、第 4 号エ、第 5 号エ、第 7 号エ及び第 9 号エ中「職にある者を除く。）」の次に「並びに推進室長」を加え、同表備考に次のただし書を加える。

ただし、専決事項のうち、新しい学校づくり推進室の分掌事務に係る専決事項については、課長の欄中に表示した○印又は文言は、当該事項について、推進室長が専決権限を有することを示す。

別表第2の3の項第2号ア中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加え、同項第3号教育委員会決裁の欄中「主席主幹以上の職にある者」の次に「及び推進室長」を加え、同項第5号の2ア、第7号イ、第8号エ、第9号イ及び第11号イ中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局における課内推進室の設置に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 18 号

上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について
上尾市文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

委嘱 [任期：令和 8 年 3 月 31 日まで]

氏 名	住 所 等	専 門 分 野	備 考
いぬかい ひろし 犬飼 大	さいたま市西区二ツ宮 在住	歴史資料（近代）	再任
いのうえ はじめ 井上 肇	上尾市浅間台 在住	考古	再任
きし きよとし 岸 清俊	上尾市小泉 在住	歴史資料（近世史）	再任
こじま たかお 小島 孝夫	伊奈町小室 在住	民俗	再任
ごとう ともみ 後藤 知美	千葉県柏市 在住	民俗	新任
すぎやま まさし 杉山 正司	上尾市二ツ宮 在住	歴史資料（近世史）	再任
とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮 在住	工芸品（刀剣）	再任
むらた あきと 村田 章人	上尾市二ツ宮 在住	考古	新任

提案理由

上尾市文化財保護審議会委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例（平成 18 年上尾市条例第 8 号）第 27 条第 1 項の規定により委嘱したいので、この案を提出する。

議案第19号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱〔任期：令和7年3月31日まで〕

氏名	住所等	役職名等	備考
おおいかわ すみと 大井川 澄人	中央児童相談所 在勤	虐待相談指導担当 安全 確認市町村支援担当部長	再任
こいで たかのり 小出 崇憲	上尾警察署 在勤	生活安全課長	新任
すが さとし 須賀 聡	上尾市青少年育成連 合会 所属	副会長	再任
みやうち れいこ 宮内 礼子	上尾市PTA連合会 所属	会長	再任

2 任命〔任期：令和7年3月31日まで〕

氏名	住所等	役職名等	備考
いしかわ ひろゆき 石川 弘之	上尾市総務部総務課 在勤	課長	再任
こばやし じんこ 小林 仁子	上尾市子ども未来部子ども 家庭総合支援センター 在勤	所長	再任
おがわ ひろし 小川 博史	上尾市子ども未来部青 少年課 在勤	課長	再任
うちやま やちよ 内山 八千代	上尾市市民生活部人権 男女共同参画課 在勤	課長	再任
みかみ よしひと 三上 義仁	上尾市立瓦葺小学校 在勤	上尾市小学校長会長	再任
いうら ひろし 井浦 博史	上尾市立太平中学校 在勤	上尾市中学校長会長	再任
やまだ まさひろ 山田 正浩	上尾市立東中学校 在 勤	上尾市生徒指導推進協 議会長	再任

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号）第5条第3項の規定により、この案を提出する。

議案第 20 号

上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
上尾市いじめ問題調査委員会委員に下記の者を委嘱する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

委嘱 [任期：令和 8 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2号委員	つなしま 宗介 綱島 宗介	医療法人社団宗仁会武蔵野病院 在勤	院長	新任
3号委員	さくま 純子 佐久間 純子	埼玉県公認心理師協会 所属	公認心理師	新任
4号委員	こばやし 稔 小林 稔	文教大学 在勤	教育学部発達教育課程教授	新任
	やまもと としお 山本 敏雄	上尾市人権擁護委員会 所属	委員	新任

【選出区分】

- 1号委員：弁護士
- 2号委員：医師
- 3号委員：心理、福祉等に関し専門的知識を有する者
- 4号委員：識見を有する者
- 5号委員：その他教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱を行うため、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成 26 年上尾市条例第 24 号）第 13 条第 2 項の規定により、この案を提出する。

議案第 2 1 号

上尾市学校運営協議会委員の任命について
上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

令和 6 年 3 月 2 2 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

任命 [任期：令和 7 年 3 月 3 1 日まで]

【学校運営協議会委員】 別紙のとおり

提案理由

上尾市学校運営協議会委員の任期が令和 6 年 3 月 3 1 日で満了することに伴い、上尾市学校運営協議会規則（平成 3 0 年上尾市教育委員会規則第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により任命したいので、この案を提出する。

1 上尾市立上尾小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	はやし たかし 林 隆	上尾市仲町在住	P T A 会長	2年
1号委員	いしぼし れいこ 石 檜 玲子	上尾市仲町在住	P T A 副会長	1年
1号委員	おぼた りりこ 小畑 るり子	上尾市栄町在住	P T A 会員	4年
2号委員	かどい ともこ 門井 智子	上尾市愛宕在住	学校応援団推進委員	5年
2号委員	やまだ しげる 山田 茂	上尾市栄町在住	栄町町内会長	2年
2号委員	かわだ ちえ 河田 千栄	上尾市仲町在住	民生委員	5年
3号委員	しもだ やすひさ 下田 泰久	上尾市仲町在住	おやじの会顧問	6年
4号委員	ひよし まさこ 日吉 正子	上尾市宮本町在住	元校長	5年

2 上尾市立中央小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	すずき けんいちろう 鈴木 健一郎	上尾市本町在住	P T A 会長	2年
2号委員	たざわ のぶや 田澤 信八	上尾市上町在住	上町町内会長	5年
2号委員	むとう あきお 武藤 昭夫	上尾市緑丘在住	緑丘町内会長	5年
2号委員	いしかわ たけし 石川 剛	上尾市上町在住	元 P T A 会長	1年
2号委員	なかじま みなこ 中嶋 美名子	上尾市上町在住	第2地区会議事務局	5年
2号委員	くりた ふみえ 栗田 富美恵	上尾市宮本町在住	元 P T A 副会長	5年
2号委員	えいらく よしあき 永楽 嘉明	上尾市本町在住	町内会相談役	5年
3号委員	さいとう きょうこ 齋藤 響子	上尾市原市在住	学校施設開放委員会委員長	1年

3 上尾市立大谷小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	さかい つよし 酒井 剛志	上尾市大谷本郷在住	P T A 会長	2年
2号委員	のざき まさよし 野崎 正義	上尾市向山在住	向山町内会会長	新任
2号委員	くどう まり 工藤 麻里	上尾市向山在住	主任児童委員	新任
2号委員	おおやち くみこ 大谷内 久美子	上尾市向山在住	上尾市青少年育成連合会推進委員	5年
2号委員	まつもと はるみつ 松本 晴光	上尾市大谷本郷在住	大谷本郷地区自治会	5年
3号委員	たかぎ りえ 高木 理恵	上尾市壺丁目在勤	UDトラックス・社員	5年
3号委員	のせ まさみ 野瀬 政美	上尾市向山在住	おやじの会	5年
4号委員	よしざわ のりこ 吉澤 章子	上尾市中新井在住	元小学校教頭	1年

4 上尾市立平方小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	きのうち たけひと 木ノ内 岳人	上尾市上野在住	P T A 会長	3年
2号委員	ちしま つとむ 千島 務	上尾市平方在住	元区長	4年
2号委員	すずき けんじ 鈴木 健司	上尾市平方領々家在住	元 P T A 会長	1年
3号委員	みやうち れいこ 宮内 礼子	上尾市上野在住	市 P T A 連合会会長	2年
4号委員	ふかや けいじ 深谷 桂治	さいたま市見沼区在住	元校長	1年
4号委員	ちよう いづみ 長 いづみ	上尾市上野在勤	ころぼっくる第二保育園長	新任

5 上尾市立大石小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	ふじもと かおり 藤本 香	上尾市浅間台在住	P T A 代表	新任
2号委員	やべ たつや 矢部 達也	上尾市中分在住	下芝自治会長	2年
2号委員	やながわ あきのぶ 柳川 精延	上尾市藤波在住	藤波ささら獅子舞保存会会長	5年
2号委員	ばば よしあき 馬場 義昭	上尾市小泉在住	小泉自治会長	新任
2号委員	にしわき まさのり 西脇 正典	上尾市浅間台在住	浅間台自治会長	新任
3号委員	おおば れいこ 大場 玲子	上尾市中分在住	民生・児童委員	1年
4号委員	すずき ゆみこ 鈴木 由美子	上尾市浅間台在住	スクールカウンセラー	5年

6 上尾市立原市小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	やじま ひさかず 矢島 寿一	上尾市原市北在住	元 P T A 会長	4年
1号委員	みすみ たかいちろう 三角 隆一郎	上尾市原市在住	元 P T A 会長	新任
2号委員	なかやま しゅうじ 中山 修次	上尾市五番町在住	元 P T A 会長	5年
2号委員	とうかい るりこ 東海 るり子	上尾市原市在住	民生委員・児童委員	3年
3号委員	しのづか ちえみ 篠塚 智恵美	上尾市原市在住	学校応援団	4年
4号委員	いちかわ としゆき 市河 利之	上尾市原市在勤	上尾看護専門学校事務長	1年
4号委員	しみず ちえ 清水 千絵	上尾市原市在勤	原市公民館長	1年

7 上尾市立上平小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	みやい あつし 宮居 敦志	上尾市西門前在住	P T A 会長	新任
1号委員	いしくら ふみよ 石倉 布美代	上尾市平塚在住	元 P T A 副会長	3年

2号委員	あさこ たくみ 浅子 工	上尾市上在住	上尾寿幼稚園理事長	5年
2号委員	たかはし しょういち 高橋 正一	上尾市上在住	上郷自治会長	5年
2号委員	わたなべ まさこ 渡邊 昌子	上尾市上在住	主任児童委員	新任
2号委員	すずき しげみつ 鈴木 重光	上尾市上平中央在住	南区自治会長	新任
3号委員	おおつか じょうじ 大塚 常司	上尾市上平中央在住	おやじの会	5年
4号委員	まえじま とみお 前島 富雄	上尾市上在住	元高等学校長・元県教育長	2年

8 上尾市立富士見小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	さいとう じゅん 齋藤 潤	上尾市春日在住	P T A 副会長	新任
1号委員	すずき ひろと 鈴木 洋人	上尾市春日在住	P T A 会長	1年
2号委員	ながくら かずお 永倉 和男	上尾市春日在住	学校応援団防犯ボランティア	5年
2号委員	はしもと ようこ 橋本 洋子	上尾市柏座在住	主任児童委員	1年
2号委員	ながくら たかし 永倉 隆志	上尾市柏座在住	町内会長	5年
3号委員	もりた たえこ 森田 妙子	上尾市春日在住	学校応援団	5年

9 上尾市立尾山台小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	ふなほし けいこ 舟橋 桂子	上尾市瓦葺在住	P T A 会長	新任
1号委員	おやかわ みわ 親川 美和	上尾市瓦葺在住	P T A 副会長	新任
2号委員	なかがわ やよい 中川 弥生	上尾市瓦葺在住	民生児童委員	1年
2号委員	くろす てろお 黒須 英雄	上尾市瓦葺在住	自治会長	2年
3号委員	はしづめ ゆみこ 橋爪 ゆみ子	上尾市瓦葺在住	学校応援団	1年
3号委員	くろす ゆきお 黒須 亨夫	上尾市瓦葺在住	原市8区パトロール隊	1年
3号委員	くろす のぼる 黒須 登	上尾市瓦葺在住	スクールガードリーダー	5年

10 上尾市立東小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	たかぎ まさや 高木 雅也	上尾市平塚在住	前P T A 顧問	4年
1号委員	おおはし なおや 大橋 直哉	上尾市平塚在住	P T A 顧問	1年
1号委員	いのうえ ともり 井上 智則	上尾市平塚在住	P T A 会長	新任
2号委員	あおやま しんいち 青山 慎一	上尾市上尾村在住	自治会長	4年

2号委員	あさづま ひろゆき 朝妻 弘行	上尾市平塚在住	学校応援コーディネーター	3年
2号委員	にべ よしひろ 新部 義博	上尾市本町在住	自治会長	新任
3号委員	まつしま やえ重 松島 八重	上尾市本町在住	学校応援団	2年
3号委員	はら さとみ 原 里美	上尾市本町在住	主任児童委員	新任

1 1 上尾市立大石南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	うえやま りょうこ 植山 亮子	上尾市領家在住	子供応援団	新任
2号委員	しおの やすひこ 塩野 泰彦	上尾市領家在住	自治会長	新任
2号委員	かいせ すみこ 貝瀬 澄子	上尾市小敷谷在住	民生委員	1年
2号委員	と の た に み え こ 戸野谷 美枝子	上尾市畔吉在住	学校応援コーディネーター	新任
3号委員	おおつか ゆうすけ 大塚 雄介	上尾市領家在住	子供応援団	1年
3号委員	こみね はやと 小峯 隼人	上尾市小敷谷在住	元大石南小・中PTA会長	5年
3号委員	ふじなみ みゆき 藤波 美幸	上尾市畔吉在住	大石南中PTA本部	新任
4号委員	ほし はるみ 星 晴美	上尾市畔吉在勤	畔吉保育所所長	2年

1 2 上尾市立平方東小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	しぶや のりこ 澁谷 紀子	上尾市地頭方在住	元PTA副会長	2年
2号委員	ありた やすまさ 有田 泰正	上尾市地頭方在住	元地頭方区長	5年
2号委員	たかはし けいこ 高橋 桂子	上尾市小敷谷在住	民生委員・児童委員	1年
2号委員	いわてつ ゆみ 岩鉄 由美	上尾市地頭方在住	元太平中PTA副会長	5年
2号委員	かなむろ せいじ 金室 清二	上尾市地頭方在住	元自治会長	新任
3号委員	まつなが ようこ 松永 瑤子	上尾市小敷谷在住	学校応援団会長	5年

1 3 上尾市立原市南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	す が と も こ 須賀 智子	上尾市原市在住	元PTA役員	4年
1号委員	た な か ひ ろ み 田中 裕美	上尾市原市在住	元PTA役員	新任
1号委員	たかはし よしひろ 高橋 吉博	上尾市原市在住	元PTA会長	3年
2号委員	す ず き れいぞう 鈴木 礼三	上尾市瓦葺在住	区長	5年
2号委員	み か づ き か つ ぞ う 三ヶ月 勝三	上尾市原市在住	スクールガードリーダー	1年

3号委員	ほんだ なおこ 本田 直子	上尾市原市在住	保育園理事長	新任
3号委員	とりもと きょうこ 取本 恭子	上尾市原市在住	元PTA会長	4年

1 4 上尾市立鴨川小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	にわ じゅんこ 丹羽 純子	上尾市西宮下在住	元PTA顧問	5年
1号委員	おおば あいこ 大場 愛子	上尾市西宮下在住	元PTA会長	3年
1号委員	はしば けんたろう 橋場 健太郎	上尾市向山在住	保護者代表	新任
2号委員	おがわ きよし 小川 清	上尾市谷津在住	自治会長	1年
2号委員	かわい みねこ 川井 峰子	上尾市向山在住	大谷地区民生委員	1年
3号委員	きざき ひとみ 木崎 ひとみ	上尾市富士見在住	学校応援団	5年
3号委員	みずこし ゆうや 水越 勇也	上尾市西宮下在住	親父の会会長	5年

1 5 上尾市立芝川小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	くのき てつたろう 久能木 哲太郎	上尾市錦町在住	PTA会長	5年
2号委員	さかうし ふみこ 坂牛 文子	上尾市久保在住	スクールガード	2年
2号委員	もろはし みきお 諸橋 幹夫	上尾市上平中央在住	元西門区長	1年
2号委員	むとう あきこ 武藤 晶子	上尾市緑丘在住	民生委員児童委員	新任
2号委員	はぎわら こうじ 萩原 孝司	上尾市久保在住	学校施設開放委員会副会長	新任
3号委員	とおやま たかひろ 遠山 貴洋	上尾市上平中央在住	学校応援コーディネーター	5年
4号委員	たかはし ひさのり 高橋 久誠	上尾市菅谷在勤	さつき保育園長	2年
4号委員	こばやし くにこ 小林 くに子	上尾市緑丘在勤	緑丘幼稚園長	2年

1 6 上尾市立瓦葺小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	とよだ けんすけ 豊田 健介	上尾市瓦葺在住	PTA会長	1年
2号委員	いわした なおみ 岩下 奈緒美	上尾市瓦葺在住	民生委員・児童委員	5年
2号委員	しもさと よしお 下里 良男	上尾市瓦葺在住	元自治会長	5年
2号委員	よしもと こういち 吉本 孝一	上尾市瓦葺在住	自治会顧問	5年
2号委員	やまもと かずよし 山本 和義	上尾市瓦葺在住	自治会長	1年
3号委員	よしだ よしお 吉田 吉男	上尾市瓦葺在住	学校応援コーディネーター	3年

1 7 上尾市立今泉小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	関根 秀和	上尾市壺丁目東在住	P T A 会長	1年
2号委員	新井 茂	上尾市今泉在住	今泉町会長	新任
2号委員	武藤 政春	上尾市川在住	元区長	5年
3号委員	大坂 繁實	上尾市小敷谷在住	学校応援団	5年
4号委員	平田 健司	上尾市向山在住	元中学校校長	4年
4号委員	竹内 幸夫	上尾市錦町在住	元小学校教頭	5年

18 上尾市立西小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	水石 潤	上尾市小泉在住	P T A 会長	新任
1号委員	成田 裕暁	上尾市弁財在住	P T A 副会長	新任
2号委員	田中 崇	上尾市弁財在住	区会長	5年
2号委員	武田 洋子	上尾市今泉在住	元民生委員	5年
2号委員	大室 賢司	上尾市今泉在住	地域住民	1年
3号委員	中野 慶子	上尾市小泉在住	民生児童委員	新任
3号委員	菊池 寛至	上尾市弁財在住	おやじの会会長	5年

19 上尾市立東町小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	神 陽彦	上尾市東町在住	P T A 会長	新任
2号委員	新井 力	上尾市原市在住	P T A 顧問	1年
2号委員	内山 茂代	上尾市上尾下在住	町内会長	6年
2号委員	伊藤 幸子	上尾市上尾下在住	主任児童委員	1年
3号委員	島村 章吾	上尾市上尾下在住	P T A 顧問	4年
3号委員	美田 かおる	上尾市原市在住	学校応援コーディネーター	4年
3号委員	市川 喜雄	上尾市東町在住	学校応援コーディネーター	4年
4号委員	松田 祐一	上尾市原市在勤	妙厳寺幼稚園長	1年

20 上尾市立平方北小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	福島 禎子	上尾市平方在住	保護者代表	1年

2号委員	おの 恒二	上尾市平方在住	自治会監事	新任
2号委員	かわの ひろ子	上尾市小敷谷在住	民生委員・児童委員	1年
2号委員	かわはらづか りつお 河原塚 律緒	上尾市小敷谷在住	自治会長	3年
3号委員	てづか まさひろ 手塚 雅博	上尾市平方在住	学校応援団	4年
3号委員	あらかき さぶろう 荒木 三郎	上尾市井戸木在住	学校応援団	5年
3号委員	のはた みゆき 野畑 みゆき	上尾市小敷谷在住	学校応援団	5年
4号委員	しんむら いずる 新村 出	川越市末広町在住	元小学校校長	1年

2 1 上尾市立大石北小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	こさか まさひと 小坂 将仁	上尾市泉台在住	親父の会会長	3年
1号委員	かわむら まさのり 河村 昌典	上尾市井戸木在住	学校応援団長	新任
2号委員	さんのまる ゆかり 三ノ丸 由香利	上尾市泉台在住	主任児童委員	3年
2号委員	まつうら とおる 松浦 亨	上尾市中妻在住	防犯ボランティア副会長	2年
2号委員	かみひがし はつえ 上東 初枝	上尾市中妻在住	上尾おはなしの会代表	1年
3号委員	あらかき さぶろう 荒木 三郎	上尾市井戸木在住	民生委員	3年
3号委員	たけむら けんいち 竹村 健一	上尾市井戸木在住	学校応援団長	4年
4号委員	ほその いさお 細野 功	上尾市中妻在住	元校長	3年

2 2 上尾市立上平北小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	やぐち だいき 矢口 大希	上尾市上在住	元PTA会長	1年
1号委員	きべ のぞみ 木部 望美	上尾市上在住	元PTA副会長	1年
2号委員	さとう ともこ 佐藤 友子	上尾市上在住	自治会副会長	3年
2号委員	ゆもと ひとし 湯本 均	上尾市南在住	元自治会長	5年
2号委員	かもだ つとむ 鴨田 勉	上尾市南在住	元自治会長	新任
2号委員	おがわ かずみ 小川 和美	上尾市菅谷在住	自治会長	新任
3号委員	やまぎき かずひと 山崎 一人	上尾市上在住	スクールガードリーダー	5年

2 3 上尾市立上尾中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	いのうえ こうへい 井上 耕平	上尾市東町在住	PTA会長	新任

2号委員	おおもり 大森 真由子	上尾市日の出在住	元PTA副会長	5年
2号委員	いとう 伊東 貴子	上尾市日の出在住	元PTA副会長	4年
2号委員	がやま 莪山 知奈美	上尾市日の出在住	元PTA副会長	6年
3号委員	すが 須賀 聡	上尾市愛宕在住	青少年育成連合会役員	6年
3号委員	おおたに 大谷 智	上尾市平塚在住	おやじの会	6年
4号委員	よしだ 吉田 るみ子	上尾市上尾下在住	元教育委員	6年

24 上尾市立太平中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	いわてつ 岩鉄 由美	上尾市地頭方在住	元PTA役員	5年
1号委員	さいとう 齋藤 哲夫	上尾市上野在住	元PTA会長	5年
2号委員	やまね 山根 博安	上尾市平方在住	自治会長	新任
2号委員	あきやま 秋山 俊彦	上尾市平方領々家在住	自治会長	新任
2号委員	みぞえ 溝江 悟子	上尾市上野在住	青少年推進員	3年
2号委員	やまもと 山本 光男	上尾市小敷谷在住	自治会長	新任
3号委員	おがた 尾形 昭夫	上尾市上野在住	保護司	5年
4号委員	おがわ 小川 はるひさ 晴久	上尾市平方領々家在住	大学講師	5年

25 上尾市立大石中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	ほその 細野 晃司	上尾市泉台在住	PTA会長	1年
1号委員	さいとう 齋藤 昌斗	上尾市中妻在住	PTA副会長	新任
2号委員	なりた 成田 みつかず 光和	上尾市小泉在住	元区長	5年
2号委員	しまむら 島村 あきこ 朗子	上尾市浅間台在住	元主任児童委員	5年
2号委員	やべ 矢部 ゆかり	上尾市中分在住	交通安全母の会地区会長	2年
3号委員	たけむら 竹村 けんいち 健一	上尾市井戸木在住	おやじの会顧問	5年
4号委員	うぶかた 生方 つよし 剛	上尾市小泉在住	大学助教	4年

26 上尾市立原市中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	さかもと 坂本 ただみつ 忠光	上尾市原市在住	PTA会長	1年
2号委員	たかむら 高村 あきら 彰	上尾市原市在住	1区住民	1年

2号委員	みやかわ よしひろ 宮川 義弘	上尾市原市在住	元PTA会長	5年
2号委員	じんぐう ともこ 神宮 知子	上尾市原市北在住	元PTA会長	5年
2号委員	くりた ひさし 栗田 尚	上尾市原市在住	原市団地理事長	2年
2号委員	むかさ さおり 武笠 さおり	上尾市原市在住	学区内保育園保育士	5年
3号委員	やまだ せいや 山田 正也	上尾市原市在住	おやじの会会長	5年
4号委員	なかの すみえ 中野 住衣	上尾市五番町在住	元教育委員	1年

27 上尾市立上平中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	すずき こういち 鈴木 晃一	上尾市久保在住	PTA会長	1年
2号委員	まえしま さとる 前島 暁	上尾市西門前在住	保護司	5年
2号委員	いちむら えいいち 市村 英一	上尾市菅谷在住	元区長	5年
2号委員	いしの ともこ 石野 知子	上尾市平塚在住	前青少年健全育成連合会長	5年
2号委員	のざき としこ 野崎 敏子	上尾市上在住	民生委員・児童委員	5年
3号委員	よこやま ゆういち 横山 有一	上尾市菅谷在住	PTA顧問	2年
3号委員	たなか ふみお 田中 史夫	上尾市上在住	元PTA顧問	5年
4号委員	やました ふみたか 山下 文孝	上尾市上平中央在住	元校長	1年

28 上尾市立西中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	たかやま りょうへい 高山 亮平	上尾市弁財在住	PTA会長	3年
2号委員	くちき さとる 朽木 智	上尾市柏座在住	町内会長	5年
2号委員	おがわ しょうご 小川 正五	上尾市谷津在住	元保護司	5年
2号委員	くわの こういち 桑野 幸一	上尾市今泉在住	施設開放委員会会長	5年
2号委員	おかむら えつこ 岡村 悦子	上尾市柏座在住	町内会長	1年
3号委員	やまざき よしお 山崎 義夫	上尾市柏座在住	学校応援コーディネーター	5年
4号委員	よねざわ ゆたか 米澤 豊	上尾市小泉在住	元小学校長	2年

29 上尾市立東中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	たなか だい 田中 大	上尾市緑丘在住	元PTA会長	2年
2号委員	こすげ まさみ 小菅 正美	上尾市本町在住	施設開放運営委員長	5年

2号委員	しのほら よしもと 篠原 紀元	上尾市本町在住	自治会長	4年
2号委員	いしそね ふくよし 石曾根 福吉	上尾市上尾宿在住	青少年育成連合会地区会議前会長	4年
3号委員	よしだ ゆきひさ 吉田 幸久	上尾市上尾村在住	学校施設開放委員会副委員長	新任
4号委員	もとはし ひとし 本橋 仁	上尾市上尾宿在勤	埼玉学園長	1年

30 上尾市立大石南中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	なかがわ もえ 中川 萌	上尾市小敷谷在住	P T A会長	新任
3号委員	こみね はやと 小峯 隼人	上尾市小敷谷在住	おやじの会会長	5年
2号委員	みやざき はじめ 宮崎 一	上尾市小敷谷在住	自治会長	新任
2号委員	さんぐう しょういち 三宮 昭一	上尾市小敷谷在勤	児童養護施設施設長	5年
2号委員	はせがわ あきら 長谷川 晃	上尾市畔吉在住	自治会長	1年
2号委員	いはら ただし 井原 正	上尾市畔吉在住	民生委員・児童委員	1年
3号委員	よしむら みえこ 吉村 美恵子	桶川市川田谷在住	元中学校教諭	新任
4号委員	しゅとう としもと 首藤 敏元	上尾市中妻在住	大学講師	5年

31 上尾市立瓦葺中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	やまもと よしひこ 山本 良彦	上尾市瓦葺在住	P T A会長	1年
2号委員	くろす けんじ 黒須 健児	上尾市瓦葺在住	地域住民代表	3年
2号委員	くろす あきら 黒須 昭	上尾市瓦葺在住	元学校応援団	3年
2号委員	なかむら みほ 中村 美保	上尾市瓦葺在住	元P T A役員	3年
3号委員	はぎわら かずこ 萩原 和子	上尾市瓦葺在住	元P T A会長	5年
3号委員	ほうじょう たみえ 北條 多美枝	上尾市瓦葺在住	尾山台自治会事務局長	1年

32 上尾市立南中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	ますだ まさのり 増田 正則	上尾市西宮下在住	P T A会長	1年
1号委員	たなか ゆきえ 田中 幸恵	上尾市西宮下在住	株式会社田中花園	新任
2号委員	かとう よしたか 加藤 義隆	上尾市富士見在住	元P T A顧問	5年
3号委員	すぎた かずひろ 杉田 和博	上尾市大谷本郷在勤	住友理工株式会社	2年
3号委員	まつもと たけし 松本 武	上尾市大谷本郷在住	学校応援コーディネーター	2年

3号委員	あんどう ゆみ 安藤 由美	上尾市大谷本郷在住	学校応援団	1年
4号委員	わかほら ゆきのり 若原 幸範	上尾市戸崎在勤	大学准教授	5年
4号委員	よしざわ のりこ 吉澤 章子	上尾市中新井在住	元教頭	3年

3.3 上尾市立大谷中学校 学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
1号委員	しみず ちはる 清水 千春	上尾市老丁目東在住	P T A 顧問	1年
1号委員	さかい じゅり 酒井 樹里	上尾市向山在住	P T A 副会長	新任
2号委員	まばし とくろう 眞橋 得郎	上尾市老丁目在住	社会福祉協議会福祉委員	5年
2号委員	よしだ はるよ 吉田 春代	上尾市向山在住	交通安全協力員	5年
2号委員	さかい けんじ 酒井 憲司	上尾市小敷谷在住	自治会事務局長	5年
2号委員	のぎさ まさよし 野崎 正義	上尾市向山在住	町内会長	新任
2号委員	かたやま かずし 片山 和士	上尾市向山在住	元 P T A 顧問	5年
3号委員	かばさわ かずよし 加羽澤 和由	上尾市今泉在住	元 P T A 会長	5年

【選出区分】

- 1号委員：対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2号委員：対象学校の所在する地域の住民
- 3号委員：対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4号委員：学識経験者
- 5号委員：その他教育委員会が適当と認める者

議案第 22 号

令和 6 年度上尾市教育行政重点施策の策定について
令和 6 年度上尾市教育行政重点施策を下記のとおり定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「令和 6 年度上尾市教育行政重点施策」のとおり

提案理由

「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の実現に向けて、第 3 期上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、令和 6 年度上尾市教育行政重点施策を定めたいので、この案を提出する。

議案第 23 号

上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について
上尾市学校施設更新計画実施計画を下記のとおり定める。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「上尾市学校施設更新計画実施計画」のとおり

提案理由

上尾市学校施設更新計画基本計画に基づき、新しい時代の学びにふさわしい学校を目指し、計画的に学校施設の更新を推進するため、上尾市学校施設更新計画実施計画を策定したいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について
上尾市人権教育推進プラン基本計画を下記のとおり改定する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「上尾市人権教育推進プラン基本計画【第 2 次改訂版】」のとおり

提案理由

上尾市人権教育推進協議会の答申及び市民コメントを踏まえ、上尾市人権教育推進プラン基本計画を改定したいので、この案を提出する。

議案第 25 号

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 6 年度当初人事
異動について

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 6 年度当初人事異動
を下記のとおり実施する。

令和 6 年 3 月 22 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「令和 6 年度当初人事異動（案）」のとおり

提案理由

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和 6 年 3 月 31 日付
け及び同年 4 月 1 日付け人事異動を発令したいので、この案を提出する。